

8 川辺町建設工事成績評定試行要領

川辺町建設工事成績評定試行要領

（目的）

第1 この要領は、川辺町が行う請負契約による建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の試行的な実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2 この要領における用語の意義は、川辺町建設工事検査要領第2に定めるところによるものとする。

（評定の対象）

第3 評定の対象は、1件の設計金額若しくは最終契約金額が500万円を超える建設工事とする。

（評定者）

第4 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、請負契約による建設工事についての検査員と監督員とする。

（評定の方法）

第5 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について、工事ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。

2 評定の採点は、工事成績評定表（評要様式1号）により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（評要様式2号）によるものとする。

4 請負者は、当該工事において提案した「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に係る実施状況を提出できるものとする。

（評定の時期）

第6 検査員は完成検査、中間検査及び出来形検査を行ったとき、監督員は工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。ただし、再検査及び出来形率が低く、評定するのに足りない場合は除くものとする。

（評定表の提出等）

第7 検査員は、評定を行ったときは工事成績評定表を検査復命書に添えて、検査権者に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第8 検査権者は、検査員から完成検査後に工事成績評定表の提出があったときは、遅滞なく評定結果を工事成績評定結果通知書（評要様式3号）及び項目別評定点表（評定別表）により、当該工事の請負者に通知するものとする。

（評定の修正）

第9 検査権者は、第8の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 検査権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知す

るものとする。

（説明請求）

第10 第8又は第9による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、検査権者に評価結果について説明を求めることができるものとする。

（説明請求に対する回答）

第11 検査権者は、請負者から評価結果について説明を求められたときは、当該請負者に対して、遅滞なく書面（評要様式4号）により回答するとともに、総務企画課に報告するものとする。

2 検査権者は、前項の回答をするときは、川辺町指名業者選定委員会で検討するものとする。

3 前項の川辺町指名業者選定委員会は、別に定める要領に基づき開催するものとする。

（再説明請求）

第12 第11の回答を受けた請負者は、回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、検査権者に再説明を求めることができるものとする。

（再説明請求に対する回答）

第13 第12の再説明請求を受けた検査権者は、当該請負者に対して、書面（評要様式5号）により回答するものとする。

2 前項の回答をするときは、再度、川辺町指名業者選定委員会の審議を経るものとする。

（実施細目）

第14 この要領に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な細目は、総務企画課長が定める。

付則

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

(評要様式3号)

請負者

様

平成 第 年 月 日

検 査 権 者

工事成績評定結果通知書

川辺町建設工事成績評定試行要領に基づき下記の工事について評定した結果を通知します。

記

- 1 工 事 名 工事
- 2 工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 完成検査年月日 平成 年 月 日
- 4 評 定 点 点
- (修正評定点 点 【評定点が修正された場合のみ】)

請負者への連絡日	平成 年 月 日
請負者の受領日	平成 年 月 日
受領者の職氏名印 (署名のみでも可)	

(評定別表)

項目別評定点表

評 価 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点
1.施工体制	I . 施工体制一般	* * * / 3.2点
	II . 配置技術者	* * * / 3.8点
2.施工状況	I . 施工管理	* * * / 11.7点
	II . 工程管理	* * * / 9.3点
	III . 安全対策	* * * / 10.7点
	IV . 対外関係	* * * / 3.4点
3.出来形及び出来ばえ	I . 出来形	* * * / 13.9点
	II . 品質	* * * / 15.9点
	III . 出来ばえ	* * * / 8.5点
4.高度技術(加点のみ)	高度技術	* * * / 8.2点
5.創意工夫(加点のみ)	創意工夫	* * * / 5.0点
6.社会性等(加点のみ)	地域への貢献度	* * * / 6.4点
7.法令遵守等(減点のみ)		*
8. 簡易型総合評価 履行確認(減点のみ)		*
評 定 点 合 計		* * * / 100点

【工事成績評定表及び評定の項目一覧】
(評要様式1号)

(閱 覧 用)

工 事 成 績 評 定 表

平成 年 月 日作成
事務所名：

工事名		請負者名										契約金額（最終）										円						
工 期		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日					完成年月日		平成 年 月 日			出来形検査年月日			平成 年 月 日			完成検査年月日			平成 年 月 日							
考 査 項 目		監 督 員						監 督 員						検 査 員（出来形検査）						検 査 員（完成検査）								
		氏名：						氏名：			氏名：			氏名：						氏名：								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	点	評 定 者	a	b	c	d	e	点	a	b	c	d	e	点	a	b	c	d	e	点		
1. 施工体制	I. 施工体制一般																											
	II. 配置技術者																											
2. 施工状況	I. 施工管理																											
	II. 工程管理							監督員																				
	III. 安全対策							監督員																				
	IV. 対外関係																											
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形																											
	II. 品質																											
	III. 出来ばえ																											
4. 高度技術	I. 高度技術力																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫																											
6. 社会性等	I. 地域への貢献等							監督員																				
加減点合計		点							点							点							点					
評定点		① 点							② 点							③ 点							④ 点					
7. 評 定 点 計																										点		
8. 法令遵守等								監督員	点																			
9. 評 定 点 合 計																										点		
所 見		(監督員)						(監督員)						(検査員)						(検査員)								

(評要様式2号)

細目別評定点採点表

項目	細 別	① 監 督 員	② 監 督 員	③検査員(出来形検査)	④ 検 査 員 (完 成 検 査)	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	点				3.2点
	II. 配置技術者	点				3.8点
2. 施工状況	I. 施工管理	点		点	点	11.7点
	II. 工程管理	点	点			9.3点
	III. 安全対策	点	点			10.7点
	IV. 対外関係	点				3.4点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	点		点	点	13.9点
	II. 品質	点		点	点	15.9点
	III. 出来ばえ			点	点	8.5点
4. 高度技術	I. 高度技術力	点				8.2点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	点				5.0点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		点			6.4点
7. 法令遵守等			点			

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	－	施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 作業分担の範囲が施工体制台帳（下請金額合計 3 千万円以上（建築 4 千 5 百万円以上）で作成。）、施工体系図で確認できる。 ☐ 工事カルテの登録（請負金額 5 百万円以上）は、監督職員の確認を受けた上で契約後 1 0 日以内に行われている。 ☐ 品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。 ☐ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ （提出を指示した場合）請負代金内訳書が契約後 1 0 日以内に提出されている。 ☐ 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 ☐ 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 ☐ 情報化に向けた取り組みが積極的であった。 ☐ 「工事現場における施工体制点検マニュアル」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。（配置技術者に関することは、下欄「Ⅱ 配置技術者」で評価） ☐ その他（理由：_____）				☐ 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った
	Ⅱ 配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である	
	「評価対象項目」 ☐ 現場代理人として、工事全体の把握ができています。 ☐ 現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。 ☐ 書類整理、資料整理が適切に処理されている。 ☐ 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 ☐ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 ☐ 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。 ☐ 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。 ☐ 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。 ☐ 作業主任者を選任し配置している。 ☐ 専門技術者を専任し、配置している。 ☐ 工事の関係書類の電子化、及びその電子情報の交換・共有を積極的に行った。 ☐ 「工事現場における施工体制点検マニュアル」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。（施工体制一般に関することは、上欄「Ⅰ 施工体制一般」で評価） ☐ その他（理由：_____）				☐ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。 ☐ 専門技術者が配置されていない	

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
２ 施工状況	I 施工管理	－	施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 契約書第１８条第１項第１号から５号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。 ☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 ☐ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。 ☐ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。 ☐ 品質確保のための対策がみられる。 ☐ 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。 ☐ 日常の品質管理が適時、的確に行われている。 ☐ 現場内での整理整頓が日常的になされている。 ☐ 使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。 ☐ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 ☐ 立会確認の手続きが事前になされている。 ☐ 工事記録の整備が適時、的確になされている。 ☐ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。 ☐ 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。 ☐ 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。 ☐ その他（理由：_____）				☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 ☐ 定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。 ☐ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。
	II 工程管理	a	b	c	d	e
	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である	
	「評価対象項目」 ☐ フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 ☐ 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。 ☐ 現場条件の変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整（入居者等含む）を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 工程表の内容が検討され、関連工事との調整もよく充実している。 ☐ 夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。 ☐ 現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。 ☐ その他（理由：_____）				☐ 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く） ☐ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。	

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
		「評価対象項目」 ☐ 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し記録が整備されている。 ☐ 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 ☐ 安全教育・訓練等を4時間／月以上適時、的確に実施し、記録が整備され、かつ創意工夫をしている。 ☐ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。 ☐ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 ☐ 安全管理の臨機の措置を行った。 ☐ 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 ☐ 使用機械、工具、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 ☐ その他（理由：_____）				☐ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 ☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。
	Ⅳ 対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった
		「評価対象項目」 ☐ 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。 ☐ 工事施工にあたり、地元（入居者等含む）との適切な調整を行った。 ☐ 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。 ☐ 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。又は苦情によるトラブルが少なかった。 ☐ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 ☐ その他（理由：_____）				☐ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 ☐ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 ☐ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った。

検査項目	a		b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきがほとんどない。		☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが少ない。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
I 出来形	① 出来高の評定は、工事全般を通したものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ③ 出来形管理とは、「建設工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。				☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。
機械設備工事・電気設備工事	a		b	c	d	e
	出来形管理が適切である		出来形管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	出来形管理がやや不備である	出来形管理が不備である
※上記欄によらず、当該欄で評価	「評価対象項目」 ☐ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真での確に判断できる。 ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内であり、満足している。 ☐ 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。 ☐ その他 理由：				☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。
営繕工事	a		b	c	d	e
	出来形管理が適切である		出来形管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	出来形管理がやや不備である	出来形管理が不備である
※上記欄によらず、当該欄で評価	「評価対象項目」 ☐ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真での確に判断できる。 ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☐ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ☐ 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ☐ その他 理由：				☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。		☐ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	① 品質の評定は、工事全般を通したものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「建設工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。
	機械設備工事・電気設備工事	a	b	c	d
※上記欄によらず、当該欄で評価	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	「評価対象項目」 ☐ 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が十分実施され、内容が確認できる。 ☐ 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。 ☐ 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。 ☐ 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。 ☐ 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。 ☐ 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ Ⅱ 品質	営繕工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	建築工事 (新築) ※上記欄 によらず 、当該欄 で評価	「評価対象項目」 (躯体工事) ☐ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 ☐ 不可視部分の写真記録が適切である。 (仕上工事) ☐ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第 1 7 条 2 項に基づき破壊 検査を行った。
	建築工事 (改修)	a	b	c	d	e
	※上記欄 によらず 、当該欄 で評価	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 品質管理方法が明確である。 ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 品質・形状が適切で良好な施工である。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第 1 7 条 2 項に基づき破壊 検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	営繕工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	電気設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	「評価対象項目」 （機材） ☐ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 ☐ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 （施工） ☐ 品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 ☐ 施工完了時の試験及び記録が適切である。 ☐ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 ☐ 不可視部分の写真記録が適切である。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。
	暖冷房衛生設備工事	a	b	c	d	e
		品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	※上記欄によらず、当該欄で評価	「評価対象項目」 （機材） ☐ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 ☐ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 （施工） ☐ 品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 ☐ 施工完了時の試験及び記録が適切である。 ☐ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 ☐ 不可視部分の写真記録が適切である。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。

〔記入方法〕該当する項目の□にレマーク、・に○を記入する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	技 術 力 キ ー ワ ー ド 一 覧 表	【事例】 具 体 的 な 評 価 技 術 力 項 目 及 び 工 事 事 例
4 高度技術	Ⅰ 高度技術 キーワード評価	□施工規模の大きさへの対応 1 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模 2 その他 理由： 	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合。 ・切土・盛土工 15万m ³ <V ・護岸・築堤高 10m<H ・トンネル（ｼｰﾙﾄﾞ）10m<Φ ・ダム用水門<設計水深25m ・樋門・樋管 15m ² <A ・揚排水機場2000mm<Φ ・堰・水門 最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又は50m ² /門 ・トンネル（開削工法） 20m<H ・トンネル（NATM） 内空断面積 85m ² <A ・トンネル（沈理工法）300m ² <A ・海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深10m<H ・地滑り防止工 100m<W 又は150m<L ・浚渫工 100万m ³ <V ・流路工 500m ³ <Q ・砂防ダム 30m<H ・ダム高 150m<H ・転流トンネル 400m ³ /s<Q ・橋梁下部工 高さ 30m<H ・橋梁上部工 最大支間長100m<L
		□構造物固有の難しさへの対応 3 対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む） 4 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 5 その他 理由： 	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】 ・地山強度が低い。また土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事。 ・鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの活線拉幅工事等。 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 ・コンピューターシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等。 ・VE提案された工法等が高度技術として評価できる場合。 ・その他、構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
		□技術固有の難しさへの対応 6 工種及び工法の特異性 7 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 8 その他 理由： 	
		□厳しい自然・地盤条件への対応 9 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） 10 軟弱地盤、支持地盤の状況 11 河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 12 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 13 地滑り等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 14 その他 理由： 	【事例：自然及び地盤条件への対応工事等】 ・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。 ・海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。 ・国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
		□厳しい周辺環境等、社会条件への対応 15 地中埋設物等の地中内の作業障害物 16 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 17 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 18 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 19 生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約・路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 20 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 21 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 22 その他 理由： 	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 ・横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガスパイプ・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 ・鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする跨線橋又は跨道橋工事。 ・市街地での夜間工事。 ・D1D地区での工事。 ・供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している専導道の路上工事で交通規制が必要な工事。 ・支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 ・工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 ・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 ・工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 ・大気圧を超える気圧下の作業室での工事。 ・酸欠、有毒、可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上、水面から10m以上（10m以下）での工事。 ・工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
		□その他 26 その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由： 	【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。
	記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		【高度技術のキーワードの説明】 ----- ----- ----- -----

※1 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、評価は「5 創意工夫」との二重評価はしない。

※2 キーワードの評価（選定）及び説明の記述にあたっては、各審査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。

※3 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

〔記入方法〕該当する項目の□にレマーク、・に○を記入する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（営繕工事）

審査項目	細 別	技 術 力 キ ー ワ ー ド 一 覧 表	【事例】 具 体 的 な 評 価 技 術 力 項 目 及 び 工 事 事 例
4 高度技術 (営繕工事)	Ⅰ 高度技術 キーワード評価	□施工規模への対応 1 対象構造物の高さ、施工面積等の規模 2 対象構造物の形状の複雑さ 3 その他 理由：	・延べ面積10,000㎡以上の建物 ・地上9階以上の建物 ・地下2階以上の建物 ・大空間のホール等を有する建物 ・研究所等、特殊設備・機能の有る建物
		□構造物固有の難しさへの対応 4 対象構造物の耐震レベル 5 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 6 その他 理由：	・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・免震構造の工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管、配線等の大規模な移設、切り回しを行った工事 ・仮設備等を設け、配管、配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 ・休日・夜間作業が工程の60％以上を占める改修工事
		□技術固有の難しさへの対応 7 工種及び工法の特異性 8 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 9 その他 理由：	・施工場所や構造物の特異性に対処するための新技術、新工法を採用した工事 ・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・その他、特殊な工法及び材料等を用いた工事等 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・VE提案された工法等が高度技術で評価できる場合
		□厳しい自然・地盤条件への対応 10 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） 11 軟弱地盤、支持地盤の状況 12 工事用道路・作業スペース等の制約 13 雨・雪・風・気温等の影響 14 その他 理由：	・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		□厳しい周辺環境等、社会条件への対応 15 地中埋設物等の地中内の作業障害物 16 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 17 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 18 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 19 生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約 20 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 21 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 22 その他 理由：	・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 ・工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事 ・大気圧を越える気圧下の作業室での工事 ・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上（10m以下）での工事 ・工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		□施工現場での対応 23 災害等での臨機の処置 24 施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 25 その他 理由：	・特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事 ・外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
		□その他 26 その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由：	・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。
	記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		【高度技術のキーワードの説明】 ----- ----- -----

※1 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術の評価するものである。なお、評価は「5 創意工夫」との二重評価はしない。

※2 キーワードの評価（選定）及び説明の記述にあたっては、各審査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。

※3 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

別紙－１⑩
〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	1 創 意 工 夫 キ ー ワ ー ド 一 覧 表 (創意工夫が多く見られるリスト)	備 考
5 創意工夫 【軽微なもの】	I 創意工夫 キーワード評価	□準備・後片づけ関係 1 測量・位置出しにおける工夫 2 その他（理由：）	
		□施工関係 3 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 4 コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫 5 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 6 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 7 設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 8 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 9 照明・視界確保等の工夫 10 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 11 運搬車両・施工機械等の工夫 12 支保工、型枠工、足場工及び仮伐橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 13 施工管理及び品質向上等の工夫 14 その他（理由：）	
		□品質関係 15 集計ソフト等の活用と工夫 16 土工関係、設備関係、電気関係の工夫 17 コンクリートの打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来形・品質等） 18 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 19 配筋、溶接作業等に関係する工夫 20 その他（理由：）	
		□安全衛生関係 21 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） 22 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全带使用等に関する工夫 23 現場事務所、労務者宿舍等の居住空間及び設備等の工夫 24 有毒ガス・可燃ガスの処理、及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 25 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 26 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 27 ゴミの減量化等の地球環境への工夫 28 その他（理由：）	
		□施工管理関係 29 盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関係する工夫 30 施工計画書及び写真管理等の工夫 31 出来形、品質との計測関係等の工夫、及び集計、管理図等の工夫 32 C A D、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用と工夫 33 電子メール、施工情報共有システム等を活用した情報の交換・共有に関する工夫 34 工事完成図書の電子納品の実施と工夫 35 その他（理由：）	
		□その他 36 その他 {理由：} 37 その他 {理由：} 38 その他 {理由：}	
		【創意工夫のキーワードの説明】 ----- ----- ----- -----	

※ 1 創意工夫においては「5 高度な技術力」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※ 2 「2 施工状況」「3 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。
※ 3 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※ 4 「4 高度技術」との二重評価はしない。

別紙－１⑩
〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（営繕工事）

考 査 項 目	細 別	1 創 意 工 夫 キ ー ワ ー ド 一 覧 表（創意工夫が多く見られるリスト）	備 考
5 創意工夫 【軽微なもの】 （営繕工事）	I 創意工夫 キーワード評価	□準備・後片づけ関係 1 測量・位置出しにおける工夫 2 現地調査方法の工夫 3 その他（理由：_____）	
		□施工関係 4 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 5 工場加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み 6 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 7 部材・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法等の工夫 8 電気工事等の配線、配管等での工夫 9 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 10 照明・視界確保等の工夫 11 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 12 運搬車両・施工機械等の工夫 13 支保工、型枠工、足場工及び仮栈橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 14 施工管理及び品質向上等の工夫 15 プレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫 16 改修工事における仮設施工の工夫 17 その他（理由：_____）	
		□品質関係 18 集計ソフト等の活用と工夫 19 躯体工事の品質管理の工夫 20 材料の検査試験に関する工夫 21 施工の検査試験に関する工夫 22 品質記録方法の工夫 23 その他（理由：_____）	
		□安全衛生関係 24 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） 25 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 26 現場事務所、労働者休憩所等の居住空間及び設備等の工夫 27 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理、及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 28 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫 29 苦渋作業等の作業環境低減等の工夫 30 ゴミの減量化等の地球環境への工夫 31 その他（理由：_____）	
		□施工管理関係 32 出来形管理等に関する工夫 33 施工計画書及び写真管理等の工夫 34 出来形、品質との計測関係等の工夫、及び集計、管理図等の工夫 35 C A D、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用と工夫 36 電子メール、施工情報共有システム等を活用した情報の交換・共有に関する工夫 37 工事完成図書の電子納品の実施と工夫 38 その他（理由：_____）	
		□その他 39 その他 {理由：_____} 40 その他 {理由：_____} 41 その他 {理由：_____}	
		【創意工夫のキーワードの説明】 _____ _____ _____ _____	

※ 1 創意工夫においては「5 高度な技術力」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※ 2 「2 施工状況」「3 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。
※ 3 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※ 4 「4 高度技術」との二重評価はしない。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2 施工状況	II 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		☐ 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ 適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 ☐ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ その他 理由：				
	III 安全対策	a	b	c	d	e
		安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない場合	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
		☐ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 ☐ 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 ☐ その他 理由：				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	細 別	a	b	c
6 社会性等	I 地域への貢献度	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の項目に該当しない場合
		☐ 河川、湖岸等の環境保全を具体的に実施した。 ☐ 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 ☐ 災害時等に地域への援助、救援活動に積極的に協力した。 ☐ その他 理由：		

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表	
８ 法令遵守等	措置内容	点 数
	☐ １ 指名停止３ヶ月以上	－ ２ ０ 点
	☐ ２ 指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－ １ ５ 点
	☐ ３ 指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－ １ ３ 点
	☐ ４ 指名停止２週間以上１ヶ月未満	－ １ ０ 点
	☐ ５ 文書注意	－ ８ 点
	☐ ６ 口頭注意	－ ５ 点
	☐ ７ 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－ ３ 点
☐ 項目該当なし		
① 本評価項目（８．法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施行にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。		
② 「工事の施行にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施行場所等）を履行することに限定する。		
③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員、及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。		
【上記で評価する場合の適応事例】		
・ １ 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ ２ 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ ３ 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・ ４ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ ５ 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ ６ 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 ・ ７ 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 ・ ８ 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ ９ 監督また検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10 下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。 ・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 15 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 ・ 16 その他 理由：		

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2 施工状況	I 施工管理	施工計画が優れている	施工計画がやや優れている	他の事項に該当しない場合	施工計画がやや不備である	施工計画が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 契約書第 1 8 条第一項第 1 号から 5 号に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。 ☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 ☐ 工事材料、工事機器材等の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。 ☐ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 ☐ 見本または工事記録写真等の整理に工夫がみられる。 ☐ 立会確認の手続きが事前になされている。 ☐ 工事記録の整備が適時、的確になされている。 ☐ 建設廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切になされている。 ☐ 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。 ☐ 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 ☐ 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。 ☐ 施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 ☐ 施工計画書と現場の施工体制が一致している。 ☐ 品質証明体制が確立され、有効に機能している。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものと なっている。 ☐ 工事の関係書類及び資料整理がよい。 ☐ 社内の管理基準等が作成され管理している。 ☐ 情報化（C A L S／E C）への取組が行われている。 ☐ その他 理由： ☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。 ☐ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。				

考查項目	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ I 出来形	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきがほとんどない。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが少ない。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
	〔評価対象項目〕 ☐ 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 ☐ 自社の管理基準を設定し、管理している。 ☐ 出来形測定において不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ その他 理由：_____ ① 出来形とは、設計図書に示された工作目的物の形状寸法である。 ② 出来形管理とは、「建設工事施行管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。
機械設備工事・電気設備工事	a	b	c	d	
	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	出来形管理がやや不備である	出来形管理が不備である
*上記欄によらず、当該欄で評価	〔評価対象項目〕 ☐ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が、許容範囲内であり、満足している。 ☐ 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。 ☐ その他 理由：_____			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。
営繕工事	a	b	c	d	
	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	出来形管理がやや不備である	出来形管理が不備である
*上記欄によらず、当該欄で評価	〔評価対象項目〕 ☐ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☐ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ☐ 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ☐ その他 理由：_____			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	コンクリート構造 物工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施行条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等含む） ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 ☐ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 ☐ 鉄筋の引っ張り強度、曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。
	土工事（切土、盛土、築堤等工事）	a	b	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施している。 ☐ 段切り等が施工前に適切に行われている。 ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。 ☐ 締固めを適切な条件で施工している。 ☐ 筋芝または種子吹付等を適切に行っている。 ☐ 構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っている。 ☐ 土羽土の土質が適正である。 ☐ CBR試験等を行っている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	護岸・根固・水制工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 〔関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験〕		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		〔評価対象項目〕 ☐ 施行基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 裏込材、胴込めコンクリートの充填または締固めが充分で、空隙が生じていない。 ☐ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等で、材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがない。 ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。 ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切である。 ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結またはかみ合わせが適切である。 ☐ コンクリートブロック張等にクラックがある場合、進行性又は有害なクラックはなく、発生したクラックには適切な処置を行っている。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。
	鋼橋工事 （ＲＣ床版工事は コンクリート構造 物に準ずる）	a	b	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 〔関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験〕		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		〔評価対象項目〕 【工場製作関係】 ☐ 鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む） ☐ 素地調整の場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 【架設関係】 ☐ ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ☐ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチップング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついている。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	砂防構造物工事 及び 地すべり防止工事 (集水井戸工事を 含む)	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、 a 及びb に該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
		〔評価対象項目〕 【共通】 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度 ・w／c ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施行条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等含む） ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 ☐ 地山との取り合わせが適切に行われている。 ☐ 鉄筋または鋼材の規格がミルシートで確認できる。 【砂防構造物工事に適用】 ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 ☐ 施行基面が平滑に仕上げられている。 ☐ アンカーが設計図書どおり施行してあることが確認できる。 ☐ ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ☐ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事をふくむ）】 ☐ アンカーが設計図書どおり施行してあることが確認できる。 ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し、施行を行っている。 ☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施行を行っている。 ☐ 集・排水ボーリング工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。 【共通】 ☐ クラックがある場合、進行性又は有害なクラックは無く、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	舗装工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] 【路床・路盤工関係】 ☐ 施行に先立ち、C B R 値を測定し、適正な舗装設計の基礎資料収集を行っている。 ☐ 路床・路盤工のプルフローリングを行っている。 【アスファルト舗装工関係】 ☐ 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。 （アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く） ☐ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ☐ 舗設後、直ちに供用する必要がある現場で、交通解放を適切に行っている。 ☐ 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。 ☐ 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 ☐ 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。 【コンクリート舗装工関係】 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施行条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 ☐ チェアー、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
３ 出来形及び出来ばえ II 品質	法面工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] 【共通】 ☐ 施行基面が平滑に仕上げられている。 【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工】 ☐ 土壌試験を実施し、施行に反映している。 ☐ ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 ☐ 吹付け厚さが均等である。 ☐ 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ 金網等の重ね幅が10cm以上確保されている。 ☐ 吹付け厚さが均等である。 ☐ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 【現場打法枠工関係】 ☐ アンカーの施行長さが確認できる。 ☐ 現場養生が適切に行われている。 ☐ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙がないことが確認できる。 ☐ 層間にはく離がないことが確認できる。 ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	基礎工工事 (地盤改良等を含む)	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 ☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 ☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。
		[評価対象項目] 【既成杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒等）】 ☐ 杭に損傷及び補修痕がない。 ☐ 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 ☐ 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ☐ 場所打杭についてトレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施行していることが確認できる。 ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。 ☐ ライナープレートの組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。 ☐ 裏込材注入の圧力等が施行記録により確認できる。				
	コンクリート橋工事（P C及びR Cを対象）	a	b	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 ☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 ☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。
		[評価対象項目] ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施行条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等含む） ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 ☐ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 ☐ 鉄筋の引張強度または曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ プレベーム桁のプレフレクション管理が適切に行われている。 ☐ 装置（機器）のキャリブレーションが実施されている。 ☐ 緊張及びグラウト管理が適切に実施されている。 ☐ プレストレッシング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 ☐ 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。				
		☐ クラックがある場合、有害又は進行性のクラックが無く、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。				

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
３ 出来形及び出来ばえ II 品質	塗装工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) ☐ ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 ☐ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。 ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 ☐ 塗膜に有害な付着物がない。 ☐ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。
	トンネル工事	a	b	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ等行っている。 ☐ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 ☐ 鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までの鉄筋等の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐ 金網の継ぎ目を１５ｃｍ（一目）以上重ね合わせていることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートは浮き石等を除いた後に、１５ｃｍ以下の厚さで地山と密着するよう施行されている。 ☐ 吹付コンクリートの打継ぎ部の施行で清掃及び湿潤状態が確認できる。 ☐ ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 ☐ 逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にないことが確認できる。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	植栽工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を実施し施工に反映している。 ☐ 活着管理が適切に行われている。 ☐ 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。 ☐ 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 ☐ 余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 ☐ 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。
	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	a	b	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施行し、規格値を満足している。 ☐ ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が１０％程度以下である。 ☐ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。
	建築工事	a	b	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 ☐ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 ☐ 機器等（設備等）の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 ☐ 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施行が何える。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	機械設備工事 電気設備工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	* 上記欄によらず、当該欄で評価	〔評価対象項目〕 ☐ 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。 ☐ 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。 ☐ 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。 ☐ 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。 ☐ 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 製品の機能、性能管理が 設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。 ☐ 設備の総合性能が設計書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。
	維持修繕工事	a	b	c	d	e
	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 〔関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験〕	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。		☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	〔評価対象項目〕 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由：			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。	

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	電気通信工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 単体品（材料・部品組立後）の品質及び形状が均一で、設計図書等との適正が確認でき、証明書等が整備されている。ただし、J I S及び電気用品取締法施行令によるものは、単体品の証明書を省略できるものとする。 ☐ 設備の機能が設計図書等との適正が確認でき、その機能の証明書が整備されている。 ☐ 設備全体としての運転性能（工場及び現地試験結果）がよく、所定の能力を満足している。 ☐ 完成図書において、設備の機能（性能）が容易に判別できる資料等が整備されている。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備されている。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。
	下水道工事	a	b	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] 【共通】 ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施行条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等含む） 【開削工】 ☐ 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 ☐ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 【推進工】 ☐ 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐ 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 【シールド工】 ☐ 鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 ☐ 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ Ⅱ 品質	森林整備工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 〔関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験〕		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		〔評価対象項目〕 【共通】 ☐ 施工の時期、位置、方法等が適正である。 ☐ 施工むらが無く均等に施工されている。 ☐ 残存木を傷めないよう施工されている。 ☐ 工種の目的が達成されるよう施工されている。 【間伐、本数調整伐】 ☐ 切り口が平滑に仕上げられている。 ☐ 適切に施工され、規格値を満足している。 ☐ 伐倒木を傷めないよう搬出又は林内整理されている。 【枝落とし】 ☐ 切り口が平滑に仕上げられている。 ☐ 適切に施工され、規格値を満足している。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。
	ほ場整備工事	a	b	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 〔関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		〔評価対象項目〕 【共通】 ☐ 付帯構造物コンクリート打設時に必要な共試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 【用排水路工】 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ ステップ面の不陸がなく埋め戻し部の締固めが適切な条件で施工されている。 ☐ ２次製品等の本体に損傷がなく目地、接合部についても適切に施工されている。 【農道工】 ☐ 盛土締固めが仕様書に示す条件により適切に施工されている。 ☐ 土羽土の土質が適正で法面施工は良好に実施され、法面浸食も認められない。 【整地工、畦畔工】 ☐ 基盤整地、仕上整地が適切に施工され田面が平滑に仕上がり、水溜まり、ぬかるみ等が見受けられない。 ☐ 畦畔盛土において締固め、土羽整形が適切に施工されている。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	管水路工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 中心線の通りがよい。 ☐ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 ☐ 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。 ☐ 地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。 ☐ 管の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐ コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。
	コンクリート２次製品水路（U字溝等付帯的なものを除く） ・ L 型 ・ BOXカルバート ・ ブロック積	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 法面のとおりがよい。 ☐ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 ☐ 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。 ☐ コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 ☐ 二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品質	上記以外の工事 又は 合併工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準、建設工事施行管理基準、その他設計図書に定められた試験]	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 理由： _____ ☐ 理由： _____ ☐ 理由： _____ ☐ 理由： _____ ☐ 理由： _____			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	営 繕 工 事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
II 品質	建築工事 (新築)	〔評価対象項目〕 (躯体工事) ☐ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている ☐ 材料の品質証明が適切である ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている ☐ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である ☐ 不可視部分の写真記録が適切である (仕上工事) ☐ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている ☐ 材料の品質証明が適切である ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている ☐ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。
	建築工事 (改修)	a	b	c	d	e
		品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
		〔評価対象項目〕 ☐ 品質管理方法が明確である ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている ☐ 材料の品質証明が適切である ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている ☐ 品質・形状が適切で良好な施工である			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
３ 出来形及び出来ばえ II 品質	営 繕 工 事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	電気設備工事	〔評価対象項目〕 (機材) ☐ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている ☐ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている (施工) ☐ 品質計画による品質管理記録が整備されている ☐ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である ☐ 施工完了時の試験及び記録が適切である ☐ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている ☐ 不可視部分の写真記録が適切である			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。
	暖冷房衛生設備工事	a	b	c	d	e
		品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
		〔評価対象項目〕 (機材) ☐ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている ☐ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている (施工) ☐ 品質計画による品質管理記録が整備されている ☐ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である ☐ 施工完了時の試験及び記録が適切である ☐ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている ☐ 不可視部分の写真記録が適切である			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	工 種	a	b	c	d
3 出来形及び出来ばえ		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
Ⅲ 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	土工事 (盛土・築堤工事等)	☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	切土工事	☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 法面の浮き石除去等、表面が適切に施行されている。 ☐ 法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施行されている。 ☐ 施行面の木根等が確実に施行されている。 ☐ 施行面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが適切に行われている。 ☐ 残土等は適切に処理されている。			
	護岸・根固・水制工事	☐ 通りがよい。 ☐ 材料のかみ合わせがよい。またはクラックがない。 ☐ 天端、端部の仕上げがよい。 ☐ 既設構造物とのすりつけがよい。			
	鋼橋工事	☐ 表面に補修箇所がない。 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	地すべり防止工事	☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 施行管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	舗装工事	☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	法面工事	☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			

考査項目	工 種	a	b	c	d
３ 出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	基礎工工事 (地盤改良等を含む)	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		☐ 土工関係の仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部、天端仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。			
	コンクリート橋工事	☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 支承部の仕上げが良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	塗装工事 (工場塗装を除く)	☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所がない。 ☐ ケレンの施行状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	植栽工事	☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 植栽帯の全体的な美観が良い。			
	防護柵（網）工事	☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	標識工事	☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識の向き、角度、支柱の通りが良い。 ☐ 標識板、支柱に変色がない。 ☐ 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 ☐ 全体的な取り扱いがしやすい。			
	区画線工事	☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			

考査項目	工 種	a	b	c	d
３ 出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	建築工事	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		☐ 建築物の通り、形状が良い。 ☐ 仕上げの均一性、平坦性が良い。 ☐ 機能面での配慮が適切である。 ☐ 防水の納まりが良好である。 ☐ 建具の取り付け、作動が良い。 ☐ 関連工事との取り合いが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	機械設備工事	☐ 仕上がり状態が良く、全体的な美観に優れている。 ☐ 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が優れている。 ☐ 異常な振動、騒音がなく、動きもスムーズで総合的な機能、運転性能が優れている。 ☐ 公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等細部に渡る配慮が良い。			
	電気設備工事 照明設備工事 その他類似工事	☐ 構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 ☐ 構造物とのすりつけが良い。 ☐ 製作上の補修痕跡がない。 ☐ 全体的な取扱いがしやすい。			
	維持修繕工事	☐ 小構造物等にも細心の注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	通信設備工事 受変電設備工事 その他類似工事	☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。 ☐ 公共物としての安全、環境、維持、管理への配慮が良い。 ☐ 構造物とのすりつけが良い。 ☐ 製作上の補修痕跡がない。 ☐ 全体的な取扱いがしやすい。			
	下水道工事	☐ 通りが良い。 ☐ 漏水がない。 ☐ クラックがない。 ☐ マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 ☐ 残土等は適切に処理されている。			
	森林整備工事 (間伐・本数調整伐) (枝打ち・枝落とし)	☐ 安全性に留意した仕上げがされている。 ☐ 施工むらや偏りが無く適正である。 ☐ 施工位置等が適正で、目的に合致した統一感がある。 ☐ 細部にわたり、きめ細やかな作業がなされている。 ☐ 林内が整理されており、歩きやすい。 ☐ 林内が明るく全体的な見映えがよい。			

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
3 出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	ほ場整備工事	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		☐ ほ場面の均平仕上げが良い。 ☐ 畦畔の通り、法面、小段の仕上げが良い。 ☐ 用排水路の通りが良い。 ☐ 用排水路の接続、付帯構造物との取り合わせが適切である。 ☐ 道路仕上げ面の不陸がなく又、路肩の通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	管水路工事	☐ 管の通りがよい。 ☐ 管内面塗装に補修痕等がない。 ☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。 ☐ 全体的な美観がよい。			
	コンクリート2次製品水路（U字溝、BF等付帯的なものを除く）	☐ 土工の仕上げがよい。 ☐ 土工の通りがよい。 ☐ 土工の構造物等へのすりつけがよい。 ☐ コンクリート構造物の通りがよい。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 ☐ 施設のとおりがよい。（排水側溝、フェンス等） ☐ 全体的な美観がよい。			
	上記以外の工事 又は 合併工事	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由：					

考査項目	工 種	a	b	c	d
3 出来形及び出来ばえ	営 繕 工 事	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
Ⅲ 出来ばえ	建築工事 （新築）	☐ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い ☐ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上げである ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である ☐ 仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い ☐ 外構を含め全体的な美観が良好である			
	建築工事 （改修）	☐ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い ☐ 既存部分や関連設備との調整がなされ全体に調和が良い仕上げである ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である ☐ 仕上がりの状態が良好である			
	電気設備工事	☐ きめ細かな施工がなされている ☐ 関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上がりである ☐ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である ☐ 建築電気設備として高い品質・性能が確保されている ☐ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である			
	暖冷房衛生設備工事	☐ きめ細かな施工がなされている ☐ 関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上がりである ☐ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である ☐ 暖冷房衛生設備として高い品質・性能が確保されている ☐ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である			

(様式 1)

高度技術に関する実施報告書

工事番号：

工事名：

実施項目		■
実施内容		□
説 明	実 施 内 容 の 説 明	
	説 明 の た め の 図 ・ 写 真 等	

※ 必要に応じて説明資料を添付する。

◎ 提案項目

■ 施工規模の大きさへの対応

- ☐ 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模
- ☐ その他（ ）

☆ 施工規模の大きさ基準例

- ☐ 切土・盛土工 $V > 15 \text{ 万 m}^3$
- ☐ 護岸・築堤高 $H > 10 \text{ m}$
- ☐ 揚排水機場 $\phi > 2000 \text{ mm}$
- ☐ ダム用水門 設計水深 $H > 25 \text{ m}$
- ☐ 堰・水門最大径間長 25 m 以上又は径間数 3 径間以上若しくは 50 m^2 ／門
- ☐ トンネル（開削工法） $H > 20 \text{ m}$
- ☐ トンネル（シールド） $\phi > 10 \text{ m}$
- ☐ トンネル（NATM）内空断面積 $A > 85 \text{ m}^2$
- ☐ 地滑り防止工 $W > 100 \text{ m}$ 又は $L > 150 \text{ m}$
- ☐ 砂防ダム $H > 30 \text{ m}$
- ☐ 橋梁下部工高さ $H > 30 \text{ m}$
- ☐ 橋梁上部工最大支間長 $L > 100 \text{ m}$
- ☐ 流路工 $Q > 500 \text{ m}^3$
- ☐ 樋門・樋管 $A > 15 \text{ m}^2$

■ 構造物固有の難しさへの対応

- ☐ 対象構造物の形状の複雑さ（土かぶり厚やトンネル線形を含む）
- ☐ 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事
- ☐ その他（ ）

■ 技術固有の難しさへの対応

- ☐ 工種及び工法の特殊性
- ☐ 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用
- ☐ その他（ ）

☆ 構造物や技術固有の施工難度と対応工法例

- ☐ 地山強度が低い、また土かぶりが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事
- ☐ 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事
- ☐ 供用中の道路トンネルの活線拡幅工事等
- ☐ 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術・新工法を採用した工事
- ☐ パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特殊工法等の技術的な検討が必要な工事
- ☐ コンピュータシュミレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等
- ☐ VE提案された工法等が高度技術して評価できる場合
- ☐ その他、構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事

■ 厳しい自然・地盤条件への対応

- ☐ 地盤掘削時における湧水の発生、地下水の影響対策
- ☐ 軟弱地盤、支持地盤の状況の複雑さ
- ☐ 河川内・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約
- ☐ 雨・雪・風・気温・波浪等の影響
- ☐ 地滑り等の地質条件、急流河川での水流、動植物等に対する配慮等
- ☐ その他（ ）

☆ 自然及び地盤条件への対応工事例

- ☐ 河川内の橋脚工事等で、地下水が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、支持地盤を確認しな

がら再設計した工事

- 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事
- 軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事
- 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事
- 河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事
- 国立公園内の工事、又は貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり施工方法等が制限された工事
- 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限をうけた工事
- その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事

■ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応

- ☐ 地中埋設物等の地中内の作業障害物
- ☐ 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物
- ☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
- ☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
- ☐ 生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
- ☐ 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業
- ☐ 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
- ☐ その他（ ）

■ 施工現場での対応

- ☐ 災害等での臨機の処置
- ☐ 施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等
- ☐ その他（ ）

☆ 周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要となった工事例

- 横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事
- 鉄道営業線や供用中の道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事
- 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする跨線橋又は跨道橋工事
- 市街地での夜間工事
- D I D地区での工事
- 供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）で、片側交互通行の交通規制をした工事
- 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械・人員等の増強を行った工事
- 工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事
- 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事
- 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事
- 工事に先立ち、又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事

(様式 2)

創意工夫に関する実施報告書

工事番号：

工事名：

実施項目		■
実施内容		□
設 明	実 施 内 容 の 説 明	
	説 明 の た め の 図 ・ 写 真 等	

※ 必要に応じて説明資料を添付する。

◎ 提案項目

■ 準備・後片付け関係

- ☐ 測量・位置出しにおける工夫
- ☐ その他（ ）

■ 施工関係

- ☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫、又は設備据付後の試運転調整の工夫
- ☐ コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫
- ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫
- ☐ 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫
- ☐ 設備工事で加工、組立等の工夫、又は電気工事の配線、配管等の工夫
- ☐ 給排水、衛生設備工事等の配管、ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫
- ☐ 照明・視界確保等の工夫
- ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫
- ☐ 運搬車両、施工機械等の工夫
- ☐ 支保工、型枠工、足場工及び仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫
- ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫
- ☐ その他（ ）

■ 品質関係

- ☐ 集計ソフト等の活用と工夫
- ☐ 土工関係、設備関係、電気関係の工夫
- ☐ コンクリート打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来形、品質等）
- ☐ 鉄筋、P Cケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫
- ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫
- ☐ その他（ ）

■ 安全衛生関係

- ☐ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
- ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫
- ☐ 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫
- ☐ 有毒ガス、可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
- ☐ 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫
- ☐ 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫
- ☐ ごみの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への配慮の工夫
- ☐ その他（ ）

■ 施工管理関係

- ☐ 盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫
- ☐ 施工計画書及び写真管理等の工夫（デジタル写真ソフトの活用等）
- ☐ 出来形、品質に関する計測関係等の工夫、及び集計、管理図の工夫
- ☐ C A D、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用の工夫
- ☐ 電子メール、施工情報共有システム等を活用した情報の交換・共有に関する工夫
- ☐ 工事完成写真の電子納品の実施と工夫
- ☐ その他（ ）

- ☐ その他 ()

- 創意工夫においては、高度な技術力の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益について評価するものである。
- 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に仔細な工夫であるが、非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、軽微なものについては高度技術ではなく本事項で申請する。
- 請負者は、工事が完了したとき実施内容ごとに「創意工夫に関する実施報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。

(様式3) 社会性等（地域への貢献等）に関する実施報告書

工事番号：

工事名:

行事名等		
活動内容		
活動実施時期		
参加人数		名（行事全体 名）
説 明	活 動 内 容 の 説 明	
	説 明 の た め の 図 ・ 写 真 等	

※ 必要に応じて説明資料を添付する。

◎ 活動項目

- 河川、海岸等での環境保全への取組み
- 国立公園や県立公園等及び周辺地域等における環境保全、貴重種等の動植物の保護等に対する取組み
- 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和への取組み
- 定期的な広報誌の発行や現場見学会等を実施し、地域とのコミュニケーション活動の取組み
- 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動への参加等、地域貢献活動の取組み
- 災害時等における地域への援助・救援活動等の取組み
- その他（ ）

◎ 請負者の取り扱い

- 地域への貢献とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献度合いについて評価するものである。
- 請負者は、工事が完了したとき実施活動ごとに「社会性等に関する実施報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。